

大阪市感染症予防計画について ～主な項目と取組み～ 概要版

平時

新興感染症の発生及びまん延時

第二章 第1 発生予防・まん延防止

- **感染症発生動向調査**
 - ・調査の実施、医師からの届出等をはじめとする情報の収集、分析及び公表体制の整備
- **専門家等からの助言等を踏まえた対策の推進**
 - ・都道府県連携協議会（※１）等への参画による大阪府と連携した感染対策の推進
- **予防接種に関する正しい知識の普及**



- **患者情報等公表の大阪府への一元化**
 - ・大阪府・保健所設置市等感染症連携会議（※２）等による協議を通じ、大阪府で公表を一元化
- **専門家等からの助言等を踏まえた対策の強化**
 - ・専門家等からの助言等の活用による大阪府と連携した感染対策の強化
- **積極的疫学調査、対人・対物措置の実施**
 - ・流行状況の把握、感染源及び感染経路の究明等
 - ・健康診断や就業制限、入院勧告及び建物への立入制限等
- **臨時予防接種の実施**
 - ・緊急時の大阪府知事からの指示

第二章 第2 病原体の情報収集等

- **病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進**
 - ・大阪健康安全基盤研究所との連携下での情報収集、調査及び研究 ・大阪健康安全基盤研究所による病原体等の調査、研究等、機能強化（大学研究機関等との連携、行政への助言・提言）
 - ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催等により想定される感染症危機への対応（環境サーベイランスの推進）

第二章 第3 検査の実施体制等

- **大阪健康安全基盤研究所及び保健衛生検査所による検査体制の整備、検査機能の向上**
 - ・計画的な人員確保等の体制整備の実施・支援
 - ・研修や実践的訓練の実施、検査機器等設備の整備、検査試薬等物品の確保
- **検体採取機会の確保及び検体搬入体制の整備**



➢ 大阪健康安全基盤研究所及び保健衛生検査所による検査の実施

- ・大阪健康安全基盤研究所による検査の実施
- ・保健衛生検査所による検査の実施

数値 目標	大阪健康安全基盤研究所における検査実施能力	540件/日
	保健衛生検査所における検査実施能力	300件/日

第二章 第4 移送

- **移送体制の整備**
 - ・移送のための車両の確保、移送訓練や演習等の定期的な実施
 - ・民間事業者等との協定締結等、消防機関との協定締結等



- **関係機関と連携した移送体制の整備に向けた取組みの強化**
 - ・民間事業者等を活用した移送能力の強化、消防機関と連携した移送の実施

第二章 第5 自宅・宿泊療養者や 高齢者施設への医療提供

- **高齢者施設等への支援体制の整備**
 - ・高齢者施設等とのネットワークの構築及び相談窓口の整備
 - ・高齢者施設等関係団体との連携による施設への感染制御等にかかる支援体制の整備



- **高齢者施設等への感染拡大防止の対策強化**
 - ・感染制御等にかかる専門家等の派遣による感染対策に関する支援
- **相談体制の整備**
 - ・大阪府の相談体制も活用した相談体制の整備

- **外来受診体制の確保**
 - ・大阪府と連携した外来受診体制の確保
- **生活支援等の体制整備**
 - ・大阪府と連携した医薬品や生活必需品の支給等

第二章 第6 人材の養成・資質向上

- **感染症に関する人材の養成及び資質の向上**
 - ・感染症対策に関する研修等への積極的な職員の派遣 ・感染症有事に参集を求める職員及びIHEAT（※３）要員に対する実践的訓練を含めた研修の実施

数値 目標	感染症対策部門に従事する保健所職員及び大阪健康安全基盤研究所職員	研修・訓練回数 年1回以上
	感染症有事に参集を求める職員及びIHEAT要員	

第二章 第7 保健所の体制の確保

- **保健所の体制整備**
 - ・人員体制や機器等の整備、物品の備蓄、DX推進等を通じた業務効率化の積極的な推進
 - ・健康危機事象発生時に参集可能な保健師の各区役所への配置
- **保健所への応援体制の整備**
 - ・全庁的な応援体制の構築、IHEAT要員による支援体制の確保
- **関係機関との連携**
 - ・感染症発生時における連携体制の確保
- **執務スペースの確保**
 - ・人員体制の強化への対応など、一元的な体制整備に必要な執務スペースの確保



- **保健所業務の重点化・効率化**
 - ・保健所業務の外部委託化、入院調整業務等の大阪府への一元化等
- **保健所への応援人材の配置等による体制強化**
 - ・全庁的な応援職員等の参集や派遣職員等の配置、公衆衛生等の専門知識を有する人材の派遣等
 - ・各区役所へ配置した保健師の参集

数値 目標	流行開始から1か月間で想定される業務に対応する人員確保数	700人
	即時対応可能なIHEAT要員確保数	24人

第一章 第二章 第8～10 その他 感染症の予防の推進

- **感染症の予防及び患者等の人権尊重に関する啓発**
- **医療機関及び高齢者施設等への感染予防対策の実施**
 - ・最新の知見等を踏まえた感染防止対策の提供
 - ・医療機関との連携による地域の医療機関ネットワークへの支援
 - ・高齢者施設等関係団体との連携による施設への感染制御等にかかる支援体制の整備



- **感染症に関する正しい知識や情報の発信、差別等の解消、相談体制の整備**
 - ・感染症予防に関する啓発や知識の普及、差別等の解消への取組み、相談機能の充実
- **医療機関及び高齢者施設等への感染拡大防止の対策強化**
 - ・感染制御等にかかる専門家等の派遣による感染対策に関する支援
- **対策本部の設置**
 - ・市内関係所属による総合的な対策の推進

- ※１：感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関及びその他の関係機関により構成される都道府県連携協議会を組織するものとし、その構成員が相互の連絡を図ることにより、予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るために設置されたもの。
- ※２：大阪府と保健所設置市及び地方感染症情報センターが感染症の発生予防や感染拡大防止に当たり、連携して対応することを目的として設置されたもの。
- ※３：感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。